

社会福祉法人 宇治田原町社会福祉協議会
福祉用備品貸与規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が保有する福祉用備品の貸与に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出品目)

第2条 貸与をする福祉用備品は「介護用ベッド」「車いす」「エアーマット」等福祉用に供する備品とする。

(対 象)

第3条 福祉用備品の貸与対象者は、宇治田原町内に住居を有する次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 病弱及び障害等により、一時的に必要とする者
- (2) 介護保険等他の制度に該当にならない者
- (3) 会長が特に認めた者

(申 請)

第4条 福祉用備品の貸与を受けようとする者は、会長が定める福祉用備品貸出借用書(別紙様式1)を会長に提出しなければならない。

(決 定)

第5条 事務局は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、貸与することを決定したときは福祉用備品貸出決定通知書(別紙様式2)を送付する。

(福祉用備品の管理)

第6条 福祉用備品の貸与を受け、これを利用する者(以下「利用者」という。)は、当該福祉用備品の適正な使用、管理しなければならない。

2 利用者は、貸与を受けた福祉用備品を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等、貸与の目的以外に使用してはならない。

(貸与期間)

第7条 福祉用備品の貸与期間は1年間を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、1回に限り継続して貸出することができる。

(返 還)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに福祉用備品を返還しなければならない。

- (1) 宇治田原町の住民でなくなったとき。
- (2) 貸与期間内において福祉用備品の必要がなくなったとき。
- (3) 貸与期間を経過したとき。

2 会長は、使用者が前項の規定に違反したときは、備品を返還させるものとする。

(貸与料)

第9条 利用料は無料とするが必要経費として、下記別表の料金を徴収するものとする。

貸出種目	消毒搬入搬出料	消毒料
介護用ベッド	8, 0 0 0 円	
車いす		1, 5 0 0 円
エアーマット		2, 5 0 0 円

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により、福祉用備品を毀損し、又は、滅失させたときは、これを現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この規程は、平成11年6月10日から施行する。

平成12年6月7日一部改正

平成19年3月30日全面改正

(経過措置)

2 この規程の実施の際、現に旧規程に基づき貸出をしている福祉機器は、従前の例によるが、経過措置期間は平成20年3月末日までとする。

別紙様式 1 （第 4 条関係）

宇治田原町社会福祉協議会福祉用備品貸出借用書

年 月 日

宇治田原町社会福祉協議会
会 長 様

申請者 住所 宇治田原町
氏名 ⑩
電話

私は、下記の福祉用備品を貸し出していただきたく申請いたします。

福祉用備品名	
--------	--

対象者

住所	宇治田原町	電話番号	
氏名		生年月日	
理由			

※ 借用書に記載された個人情報は、当事業の円滑な実施のみに利用させていただきます。

別紙様式 2（第 5 条関係）

宇治田原町社会福祉協議会福祉用備品貸出決定通知書

年 月 日

様

宇治田原町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付で申請のありました福祉用備品貸出の件につきまして
は、次の通り利用決定いたしましたので通知します。

福祉用備品名	
--------	--

対象者 氏 名	
利 用 期 間	
搬入搬出消毒料 もしくは消毒料	
留 意 事 項	

却下

理 由	
-----	--